

長岡京市公共工事の前払金等に関する要綱

昭和55年	8月	1日	制定
平成3年	4月	1日	一部改正
平成12年	3月	1日	一部改正
平成19年	4月	1日	一部改正
平成21年	10月	1日	一部改正
平成31年	4月	1日	一部改正
令和3年	4月	1日	一部改正
令和5年	10月	1日	一部改正
令和7年	4月	1日	一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条の規定により、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費の前払金及びそれに関わる事項について、必要な事項を定めることを目的とする。

(前払金の対象等)

第2条 この要綱により前金払を行うことができる公共工事は、法第2条第1項に定める公共工事とし、区分ごとの対象金額及び割合は次に定めるとおりとする。

区 分	対象金額	割 合
建設工事	1件の設計金額が300万円以上	請負金額の100分の40以内
工事の設計、調査又は測量	1件の設計金額が300万円以上	請負金額の100分の30以内

- 前項の場合において、継続費又は債務負担行為に基づき、工期（履行期間）が2以上の会計年度にわたるものについては、各年度毎の出来高予定額に対して前項に定める区分毎の割合を乗じて得た額以内とする。
- 前2項の規定にかかわらず、次に定める工事については、前金払の対象としないことができる。
 - 河川の浚渫、建物の解体等の造り上げていく工事以外の工事
 - 工期が概ね20日以内の工事
- 前項により前金払の対象外の工事とされた工事については、契約保証金制度の趣旨に反しない限りにおいて、長岡京市契約規則（昭和55年長岡京市規則第2号。以下「契約規則」という。）第40条の2第8号に基づき、契約保証金の全部又は一部を免除することができるものとする。

(前払金の請求)

第3条 前払金の支払いを受けようとする者は、法第2条第4項に規定する保証事業会社との間に同条第5項に規定する保証契約を締結した後、公共工事請負金前払金請求書(様式第1号)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、前払金保証証書の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該履行保証保険契約の相手方が定めたものを市長が認めた場合においては、当該前払金保証証書及びその写しを提出したものとみなすことができる。また、第4条第2項においても同様とする。

(1) 建設工事

前払金保証証書及びその写し、工事着工届の写し。

(2) 工事の設計、調査又は測量

前払金保証証書及びその写し、業務着手届の写し。

(前払金の追加)

第4条 前払金の支払い後、設計変更等の理由により請負金額を増額した場合において、増額した金額が、100万円以上となるときで、かつ、その額が変更前の請負金額の100分の20以上となるときは、その変更後の請負金額について、第2条第2項により算定した金額から支払い済みの前払金を差し引いた額以内で前払金の追加支払いをすることができる。

2 前払金の追加支払いを受けようとする者は、法第2条第4項に規定する保証事業会社との間に締結した当該保証契約について変更契約を締結した後、公共工事請負金前払金追加請求書(様式第2号)に変更後の前払金保証証書及びその写しを添えて市長に提出しなければならない。

(前払金の返納)

第5条 市長は、契約規則第44条各号に規定する場合又は前払金の支払後、設計変更その他の理由により請負金額を100万円以上減額した場合において、その額が変更前の請負金額の100分の20以上に達し、前払金支払額が減額後の請負金額の100分の50を超えるときは、既に支払った前払金の全部又は一部を公共工事請負金前払金返還請求書(様式第3号)により請求し、返納させることができる。

附 則

この要綱は、平成12年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の公共工事の前払金等に関する要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱は、施行日以降に入札公告等を行うものから適用し、同日前に入札公告等を行ったものには適用しない。
附 則
(施行期日)
- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱は、施行日以降に入札公告等を行うものから適用する。
附 則
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は、令和5年10月1日から施行する。
附 則
(施行期日)
- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱は、施行日以降に入札公告等を行うものから適用する。

様式第1号

公共工事請負金前払金請求書

年 月 日

長岡京市長

様

住 所

商 号

代表者名

適格請求書発行事業者登録番号

(登録事業者のみ記入)

別紙添付の保証証書のとおり、保証事業会社と前払金保証契約を締結したので、前払金の支払を請求します。

記

工事名 (業務名)			
工期 (履行期間)	年 月 日から	年 月 日	
契 約 日	年 月 日		
前 払 金 請 求 額	万円		
10%対象 税抜金額	円	消費税及び地方消費税相当額	円
請求額の積算額	請負金額	円 × (※4) / 100	
		=	万円

- ※ 1. 前払金請求額は、請求額の積算額以内。
2. 工期が2以上の会計年度にわたるものについては、請負金額は、各年度毎の出来高予定額。
3. 前払金請求額は1万円未満の数は切り捨て。
4. 長岡京市公共工事等の前払金に関する要綱第2条に定める区分毎の割合。
「建設工事」(40/100)
「工事の設計、調査又は測量」(30/100)

様式第2号

公共工事請負金前払金追加請求書

年 月 日

長岡京市長

様

住 所

商 号

代表者名

適格請求書発行事業者登録番号

(登録事業者のみ記入)

別紙添付の保証証書のとおり、保証事業会社と前払金保証契約（変更契約）を締結したので、前払金の追加支払を請求します。

記

工事名（業務名）			
工期（履行期間）	年 月 日から	年 月 日	
契 約 日	年 月 日		
変 更 契 約 日	年 月 日		
前 払 金 追 加 請 求 額	万円		
10%対象 税抜金額	円	消費税及び地方消費税相当額	円
請求額の積算額	変更後請負金額	$\text{円} \times (\text{※}4) / 100$	
		= (a)	万円
	(a) - 受領済前払金額	万円	
		=	万円

- ※ 1. 前払金追加請求額は、請求額の積算額以内。
2. 工期が2以上の会計年度にわたるものについては、請負金額は、各年度毎の出来高予定額。
3. 前払金追加請求額は、1万円未満の数は切り捨て。
4. 長岡京市公共工事等の前払金に関する要綱第2条に定める区分毎の割合。

「建設工事」(40/100)

「工事の設計、調査又は測量」(30/100)

様式第3号

公共工事請負金前払金返還請求書

年 月 日

様

長岡京市長

適格請求書発行事業者登録番号

長岡京市契約規則第44条及び公共工事の前払金等に関する要綱第5条の規定により、前払金の返還を請求します。

記

工事名（業務名）			
工期（履行期間）	年 月 日から	年 月 日	
契 約 日	年 月 日		
変 更 契 約 日	年 月 日		
前 払 金 返 還 請 求 額	万円		
10%対象 税抜金額	円	消費税及び地方消費税相当額	円
請求額の積算額	1. 全額返還（支払済前払金額） 万円 2. 一部返還 変更後請負金額 円 × (※) / 100 (出来高予定額) = (a) 万円 支払済前払金額 万円 - (a) 万円 = 万円		
返 還 請 求 理 由			

※ 長岡京市公共工事等の前払金に関する要綱第2条に定める区分毎の割合。

「建設工事」(40/100)

「工事の設計、調査又は測量」(30/100)